**平成２８年（フ）第３９６号**
神戸市東灘区甲南町４丁目８番４－203号
債務者　安國　卓夫
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１２０号**
千葉県佐倉市春路２丁目３番地14
債務者　甲田　靜子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第１２１号**
千葉県八街市四木611番地１
債務者　森　　和美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第１３５１号**
愛知県刈谷市大手町４丁目24番地　高野アパート102号
債務者　近藤　春男
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第７１号**
青森県南津軽郡藤崎町大字水木字福西15番地４
債務者　山形　美紀
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２８年（フ）第６１号**
神奈川県横須賀市池田町４丁目１番23－205号
債務者　寺山　時子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第６４号**
神奈川県横須賀市久里浜３丁目２番Ｂ－206号
債務者　飯田奈津子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第６６号**
神奈川県横須賀市武２丁目14番４－303号
債務者　小松スミエ
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第１５７号**
川崎市宮前区菅生６丁目19番17号　クラウンハイツ　202
債務者　金子　二一
保佐人　永野　祐司
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第４６号**
山口市阿知須3300番地、前住所山口市阿知須6861番地３
債務者　深田奈津子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第３７号**
山口県周南市築港町12番１－701号
債務者　杉村あけみ
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第４２号**
山口県周南市大字徳山4957番地の４　アビタシオン東辻Ａ－103号
債務者　谷　　佳代（旧姓福居）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第１５５号**
熊本市中央区世安町417番地42
債務者　濱　　陽子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２８７号**
静岡県藤枝市大西町３丁目11番地の２、旧住所静岡県島田市道悦４丁目10番４の102号　県営住宅六合団地
債務者　増田　由紀
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１２３号**
岡山市南区福島１丁目１番８号リバーサイド福島Ｄ棟102号室、旧住所岡山市北区下伊福本町10番７号
債務者　中桐　博嗣
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１７７号**
岡山市北区西之町14－１ピュアパレス西之町203、住民票上の住所岡山県倉敷市北畝５丁目11番７号ニューシティ守上Ａ201
債務者　石田　由美
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時20分
岡山地方裁判所第３民事部